東北地方太平洋沖地震被害に伴う経済上の理由により 事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます

【概要】

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、 当該休業等に係る休業手当相当額等の一部(中小企業で原則8割)を助成する制度です。

本助成金は、東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合に ついても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅 速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。

※ 東北地方太平洋沖地震を直接的な理由(避難動告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等)とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。

(具体的な活用事例)

- 交通手段の途絶により、<u>従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客</u> が無い等のため事業活動が縮小した場合。
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため<u>早期の修復が不可能</u>であり生産量が減少した場合。
- 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、<u>風評被害</u>により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。
- 計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。
- ※ <u>既に雇用調整助成金を利用している事業主が、東北地方太平洋沖地震被害の影響を受け休業を</u> 行う場合にも、助成対象になります。

(主な支給要件)

- 最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している 雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。
- 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前にその計画を届け出る必要がありますので、本助成金を受給しようとする場合は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。
- 〇 さらに、<u>青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域</u>に所在する事業所の場合、今回の地震に伴う経済上の理由により<u>最近1か月</u>の生産量、売上高等がその直前の 1 か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。
 - ※ 平成23年6月16日までの間については、災害後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象となり、また同日までの間に提出された計画届については、事前に届け出たものとして取り扱いますので、労働局又はハローワークにお問い合わせください。